

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例（平成29年3月30日京都市条例第54号）（都市計画局歩くまち京都推進室）

1 京都駅八条口周辺の安全で円滑な交通の確保を図るため、旅客を運送する事業の用に供される自動車を利用する旅客の乗降又は待合いの用に供するための施設を次のように設置するとともに、当該施設の使用料を次のとおり定めることとしました。

(1) 施設の概要

ア 京都駅八条口貸切バス乗降場

名 称 京都駅八条口貸切バス乗降場  
位 置 京都市南区東九条西山王町32番地  
収 容 台 数 12台  
供用開始予定日 平成29年7月1日

イ 京都駅八条口貸切バス臨時降車場

名 称 京都駅八条口貸切バス臨時降車場  
位 置 京都市南区東九条室町49番地  
収 容 台 数 2台  
供用開始予定日 平成29年7月1日

(2) (1)に掲げる施設の使用料

京都駅八条口貸切バス乗降場	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,000円
	午後6時から午前6時までに入場	20分までごとに1,000円
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	使用料を徴収しない。	

備考 京都駅八条口貸切バス乗降場については、入場させた旅客自動車を10分以内に退場させるときは、使用料を徴収しない。

2 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に1(1)に掲げる施設及び京都駅八条口旅客自動車待機場条例別表第1に掲げる京都駅八条口タクシー待機場の管理を行わせるとともに、これらの施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることとしました。

3 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行することとしました。

- (1) 上記1(1)(2)の改正 平成29年7月1日
- (2) 上記2の改正 市規則で定める日 (平成29年11月予定)

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第 54 号

京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を改正する条例

第1条 京都駅八条口旅客自動車待機場条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都駅八条口旅客自動車待機場等条例

第1条第1項中「乗車」を「乗降」に、「待機場」を「待機場等」に改め、同条第2項中「待機場」を「待機場等」に改める。

第2条第1項本文中「待機場」を「待機場等」に改め、同条第2項中「待機場」を「待機場等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第3条第1項中「待機場に」を「別表第1に掲げる京都駅八条口タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）に」に、「待機場の」を「タクシー待機場の」に改め、同条第2項及び同条第3項第2号中「待機場」を「タクシー待機場」に改める。

第5条各号列記以外の部分中「待機場」を「待機場等」に改める。

第6条第1項本文中「登録者」を「待機場等を使用しようとする者」に、「待機場」を「待機場等」に改め、同条第2項中「待機場」を「待機場等」に、「登録者」を「者」に改める。

第9条中「待機場」を「待機場等」に改める。

別表第1 京都駅八条口タクシー待機場の項を次のように改める。

京都駅八条口タクシー待機場	京都市南区西九条院町9番地の2
京都駅八条口貸切バス乗降場	京都市南区東九条西山王町32番地
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	京都市南区東九条室町49番地

別表第2 京都駅八条口タクシー待機場の項を次のように改める。

京都駅八条口タクシー待機場	タクシー（タクシー業務適正化特別措置法第2条第1項に規定するタクシーをいい、中型車又は小型車の車種区分に該当する運賃の適用を受けるものに限る。）
---------------	--

京都駅八条口貸切バス乗降場	道路交通法第3条の規定により区分された自動車のうち、乗車定員が11人以上の大型自動車又は中型自動車
京都駅八条口貸切バス臨時降車場	

別表第3区分の項中「(1台1回につき)」を削り、同表京都駅八条口タクシー待機場の項を次のように改める

京都駅八条口タクシー待機場	20円(1台1回につき)	
京都駅八条口貸切バス乗降場	午前6時から午後6時までに入場	20分までごとに2,000円
	午後6時から午前6時までに入場	20分までごとに1,000円

別表第3備考中「待機場」を「タクシー待機場」に改め、同備考を同備考1とし、同備考に次のように加える。

- 2 この表の規定にかかわらず、京都駅八条口貸切バス乗降場については、入場させた旅客自動車を10分以内に退場させるときは、使用料を徴収しない。

第2条 京都駅八条口旅客自動車待機場等条例の一部を次のように改正する。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条第1項中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「市長の承認を得て」を加え、同条第2項を削り、同条を第10条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第9条とする。

第7条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項本文中「使用しよう」を「利用しよう」に、「市長の」を「指定管理者の」に改め、同項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「別表第3に掲げる使用料を納入しなければならない」を「指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「(利用制限等)」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第6条とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「別表第1に掲げる京都駅八条口タクシー待機場（以下「」及び「という。）」を削り、同条を第4条とする。

第2条第1項ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、「ときは」の右に「、市長の承認を得て」を加え、同条第2項ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、前項の規定にかかわらず、待機場等の運営に支障がないと認める場合に限り、別表第2に掲げる車両以外の車両を待機場等に入場させることができる。

第2条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第2条 待機場等の管理は、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 別表第1に掲げる京都駅八条口タクシー待機場（以下「タクシー待機場」という。）に関して、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) タクシー待機場の供用に係る業務
- (2) タクシー待機場の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

3 別表第1に掲げる京都駅八条口貸切バス乗降場及び京都駅八条口貸切バス臨時降車場（以下「貸切バス乗降場等」という。）に関して、指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 貸切バス乗降場等の供用に係る業務
- (2) 貸切バス乗降場等の維持管理に係る業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

別表第2中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第3備考以外の部分中「第6条関係」を「第7条関係」に、「使用料」を「利用料金」に改め、同表備考1及び2中「使用料」を「利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次項の規定 この条例の公布の日
- (2) 第1条の規定 平成29年7月1日
- (3) 第2条の規定 市規則で定める日

(準備行為)

2 京都駅八条口タクシー待機場及び京都駅八条口貸切バス乗降場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

(都市計画局歩くまち京都推進室)